

栃木市景観審議会委員 募集要項

1 目的

栃木市では、豊かな自然環境や歴史的な町並みなど、人々の暮らしの中で育まれてきた美しい景観を有しており、それらの特色を活かした良好な景観の形成と保全を図るため、平成27年4月から景観法に基づく栃木市景観計画及び栃木市景観条例を施行しています。また、本市の景観形成に関する事項を調査審議するための機関として、栃木市景観条例に基づき、栃木市景観審議会（以下、「本審議会」という。）を設置しています。

今般、本審議会委員の任期が令和8年6月30日で満了になることから、市民の皆さまから今後の景観形成に対する幅広いご意見をいただくため、新たな委員を募集します。

2 景観審議会について

委員構成	①公募による者 ②関係団体を代表する者 ③学識経験を有する者 ④関係行政機関の職員
開催回数	1～2回/年
主な審議内容	・景観条例の規定において本審議会の意見を聴くこととされた事項に関すること（景観計画の変更、景観形成重点地区の指定など）。 ・本市の景観形成の推進に関し必要な事項に関すること。

3 募集内容について（公募の方）

募集人数	2人
対 象	次の全ての項目に該当する方 ・市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の方（令和8年6月30日時点） ・月曜日から金曜日の昼間（8時30分から17時15分）に開催する本審議会に出席できる方 ・本市における良好な景観形成の推進に理解と協力をいただける方 ・本市の審議会等の委員を2つ以上兼務していない方
任 期	2年（令和8年9月1日から令和10年8月31日）
報 酬	1回の審議会参加につき、4,000円以内（交通費支給なし）

4 募集期間について

令和8年7月13日（月）から令和8年8月12日（水）（必着）

5 応募方法について

提出書類	(1) 応募申込書 (2) レポート (800 字程度) 「栃木市の景観についての私の意見」をテーマに作成ください。
提出方法	栃木市都市計画課計画景観係宛て、以下の方法によりご提出ください。 ・ 郵 送：〒328-8686 栃木市万町 9-25 栃木市役所 都市計画課 計画景観係宛て ・ メール：toshikei@city.tochigi.lg.jp ・ 持 参：栃木市役所 都市計画課（本庁舎 3 階【3B-2 窓口】）

6 選考方法について

選考方法	・「栃木市景観審議会公募委員選考要領」及び「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」に基づき選考します。 ・委員の年齢、性別、地域性等のバランスも考慮します。
選考結果	・結果通知は、応募者全員に通知します。 なお、選考結果の詳細についてのお答えはいたしません。

7 留意事項

- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出書類にご記入いただく個人情報については、本選考のみに使用します。
- ・委員に決定された方については、氏名と公募委員であることについて審議会委員名簿にて公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

8 問い合わせ先

栃木市 都市建設部 都市計画課 計画景観係

電話：0282-21-2432 E メール：toshikei@city.tochigi.lg.jp